

答 申 第 5 号
令和4年12月21日

芦屋市議会議長 松木 義昭 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 島 田 茂

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う芦屋市議会における条例の整備について（答申）

令和4年11月7日付け芦市議総第702号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

第1 諮問内容

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の規定による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「改正法」という。）の改正に伴い、芦屋市議会個人情報の保護に関する条例を整備することについて意見を求められたもの。

第2 審査会における審議及び結論

1 実施機関の説明

(1) 条例案作成に当たっての考え方について

現在、芦屋市議会における個人情報の保護に関する制度については、芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号。以下「現行条例」という。）第2条第1号の実施機関の一つとして規定され、同条例により執行機関と同様に規律されていることから、改正法施行後についても執行機関と議会における個人情報保護が基本的に同一の制度となるよう整合性を図る（基本的に改正法と同一の規定内容とする。）。なお、執行機関との違いから議会固有の規定として必要となるものについては加えて規定する。

(2) 条例案について

条例案の作成に当たっては、基本的に改正法中の関係規定を取り入れており、執行機関の個人情報保護制度と整合性を図る必要がある規定については、必要な修正を加えるなどを行った。なお、全国市議会議長会が示した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律等との対照表」を参考に作成している。

(3) 執行機関の個人情報の保護に対する考え方と整合性を図った規定について

以下に掲げる条例案の規定については、改正法施行後の執行機関における個人情報保護と基本的に同一の制度となるよう整合性を図った内容とした。

ア 条例案第17条第2項（個人情報ファイル簿を作成する対象となる個人情報ファイルの本人数に係る規定）

現行の個人情報ファイル簿とは別の帳簿（個人情報取扱事務登録簿）の作成・公表は行わないが、個人情報の本人数が1,000人未満の個人情報ファイル簿について作成・公表する。

イ 条例案第25条及び第26条（開示決定等の期限、開示決定等の期限の特例）

開示決定等の期限を開示請求があった日から15日以内とし、開示決定等の期限の特例を適用し、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期限については開示請求があった日から45日以内とする。

ウ 条例案第30条（開示請求の手数料）

開示請求の手数料は無料とし、写しの交付を受ける者は、議長が定めるところにより、写しの作成その他の交付に要する費用を負担する。

エ 条例案第45条（審査請求があった場合の審査会への諮問）

開示決定等又は開示請求等に係る不作為について審査請求があったときは、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問する。

オ 条例案第50条（専門的な知見に基づく意見を聴く場合の審査会への諮問）

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問する。

カ 条例案第51条（議会における条例の施行の状況の公表）

議長は、毎年度、条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表する。

キ 条例案第20条（芦屋市情報公開条例との整合性）

改正法の不開示情報と情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）の非公開情報には大きな齟齬はなく、議会の条例案においても整合性を確保するための調整規定を定める必要はない。

(4) 条例案の議会独自の規定について

以下に掲げる条例案の規定については、改正法に規定がなく、議会独自に規定する内容である。

ア 条例案第2条第10項及び同条第11項（特定個人情報及び保有特定個人情報に係る定義の規定）

特定個人情報については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）が特別法として適用され、同法の規定により、特定個人情報の利用制限及び提供制限がかかる。しかし、提供制限の例外は同法で規定されるのに対し、利用制限の例外は読み替えて適用される改正法の規定による。したがって、改正法の適用の対象外である議会については、個人情報保護法の読替え適用が及ばないため、番号法第32条の趣旨に鑑み、条例で規定しなければならない。

議会が特定個人情報を利用することは、番号法上規定されておらず、いわゆる独自利用事務においても長その他の執行機関の事務について条例で規定できるのみとされており、議会が独自利用事務として特定個人情報を取得することはない。しかし、委任又は法令の規定等により、個人情報を取得すること自体は想定されるため、特定個人情報及び保有特定個人情報に係る定義を規定する。なお、当該特定個人情報については、番号法により情報提供ネットワークシステムを使用して提供することはできないため、情報提供等記録については、規定が不要である。

イ 条例案第26条第2項、第36条第2項、第43条第2項（改選後などの議長及び副議長がともに欠けている期間は開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等までの期間に算入しない旨の規定）

任期満了や議会の解散等により、議長及び副議長がともに欠けている期間中は、処分権を有する者が存在せず、処分をすることが不可能なため、当該期間の日数は開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等の標準処理期間に算定しないことを規定する。なお、議長に事故がある場合は、処分権を有する者は存在しており、処分をすることが不可能とはいえないため、標準処理期間に算入する。

(5) 審査会への諮問事項について

条例の規定による開示決定等に対する審査請求や個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときは、現行条例と同様に、審査会に諮問できるよう規定（条例案第45条及び第50条）

するとともに、議会の個人情報の保護に関する条例制定の際には、審査会の関係条例（芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）及び芦屋市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年芦屋市条例第24号））の規定を整備する。

2 審査会の結論

審査会は、前記第2の1のとおり実施機関から説明を受け審議を行った結果、この度の条例の制定は、令和4年7月12日に審査会に諮問（芦総文第434号）された、執行機関における個人情報保護制度の新たな条例案との関係において整合性が認められ、また、議会における個人情報保護制度に固有な事項の規律に関しても適切であると考えられることから、妥当であると判断した。

なお、執行機関の個人情報保護制度の運用等に対する本審査会の考え方は、別紙の令和4年9月21日付け答申第2号に示されているところであり、芦屋市議会においても、その答申の趣旨・内容を尊重して対応するよう申し述べる。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年11月 7日	諮問書の受理
令和4年11月22日	第1回審議 実施機関意見聴取
令和4年12月21日	第2回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
島田 茂	甲南大学名誉教授	会 長
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科教授	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
亀若 浩幸	弁護士	

答 申 第 2 号
令和 4 年 9 月 2 1 日

芦屋市長 伊藤 舞 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 島 田 茂

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について（答申）

令和4年7月12日付け芦総文第434号による諮問について、下記のとおり答申
します。

記

第1 答申に当たって

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が統合された。また、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において定められた全国的な共通ルールが適用されるとともに、その所管は個人情報保護委員会に一元化されることになった。

この法改正により、令和5年4月1日から、個人情報保護制度に係る根拠規定が、芦屋市個人情報保護条例（平成16年条例第19号。以下「現行保護条例」という。）から改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）に変更されることになるが、本市においては、これに伴い、改正法を施行するための新たな条例（以下「施行条例」という。）の策定と今までの制度の運用の見直しに向けた検討を具体的に進めることが求められることになる。

この答申は、このような、本市がおかれた状況のなかで、市長からの諮問を受け、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が条例等の整備や制度運用の見直しの必要性等に関して審議・検討した結果をまとめたも

のである。

なお、審査会の意見を求められた項目は、以下のとおりである。

- (1) 手数料（開示請求、訂正請求、利用停止請求）について
- (2) 開示決定等の期限について
- (3) 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿について
- (4) 条例要配慮個人情報の取扱いについて
- (5) 行政機関等匿名加工情報の提供等について
- (6) 収集の制限、目的外利用・外部提供の制限、オンライン結合による個人情報の提供の制限について
- (7) 審査会への諮問・審査会の役割について
- (8) 情報公開条例の規定との整合性について
- (9) 条例で定めることができる項目について
- (10) その他の留意事項について

第2 答申内容

- (1) 手数料（開示請求、訂正請求、利用停止請求）について

現行保護条例は、第39条第1項で開示請求等に係る手数料を無料とすることを規定し、同条第2項で写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない旨規定している。

改正法は、第89条第1項で実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納める旨規定し、同条第2項で、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない旨規定している。

個人の権利利益の保護及び負担の公平性の観点から考え、現行保護条例の規定と同様に引き続き手数料を無料とし、写しの交付及び送付に係る費用についてはその負担を求めることが妥当である。

- (2) 開示決定等の期限について

現行保護条例は、開示決定の期限を15日以内（第24条第1項）、訂正決定及び利用停止決定の期限を30日以内とし（第32条第1項、第38条第1項）、延長の場合はそれぞれ60日以内とすることを定めている（第24条第2項、第32条第2項、第38条第2項）。

改正法では、開示決定、訂正決定及び利用停止決定の期限を30日以内とし（第

83条第1項、第94条第1項、第102条第1項)、それぞれ30日以内に限り延長が可能である旨定められている(第83条第2項、第94条第2項、第102条第2項)。

開示請求に関しては、過去の運用状況を見るかぎり、期限までに処理することができなかつた事例は多いとはいえない。また、現行保護条例と同様に開示決定の期限を15日以内とした場合、開示決定の延長の期限は最大45日となるが、これによって開示決定の事務の遂行が困難になる事態が生じるとは考えにくい(「大量情報開示請求」事案については、改正法第84条の特例規定によって対処することができる)。

以上を踏まえ、開示決定等の期限を現行保護条例と同様の日数とし、改正法第83条第1項に規定する期限(30日以内)を「15日以内」に、同法第84条に規定する期限(60日以内)を「45日以内」に、それぞれ短縮することが妥当である。

(3) 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿について

現行保護条例第6条に基づいて作成される「個人情報取扱事務登録簿」については、本人数の要件はなく、当該事務について個人情報を保有していれば登録の対象となる。他方、改正法第75条に規定される「個人情報ファイル簿」については、本人数1,000人以上のものについてのみ、その作成・公表が義務づけられる。

個人情報を取り扱う事務ごとに作成する個人情報取扱事務登録簿と保有する個人情報ファイルごとに作成する個人情報ファイル簿は、帳簿に取りまとめる単位は異なるものの、作成目的や公表する情報は類似している。よって、現行の個人情報取扱事務登録簿を廃止し、個人情報ファイル簿に統一することも可能である。

その際、実施機関の保有する個人情報の内容等をできるだけ正確に把握することができるようにするため、条例で定めるところにより、本人数が1,000人未満のファイル簿についても、これを作成・公表の対象とすることが妥当である。なお、作成・公表した個人情報ファイル簿については、これを事後的に審査会に報告することを求める。

(4) 条例要配慮個人情報の取扱いについて

改正法は、第2条第3項で「要配慮個人情報」を定め、また、第60条第5項

では、地方公共団体は地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報を「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができる旨規定している。

現時点では、本市においては、「条例要配慮個人情報」として定めるべき特段の地域的事項のある個人情報は見当たらないため、施行条例では「条例要配慮個人情報」を規定しないこととし、今後、社会情勢の変化や本市における諸施策の動向等を踏まえ必要に応じて適宜見直しを図ることが妥当である。

(5) 行政機関等匿名加工情報の提供等について

改正法では、第109条以下で「行政機関等匿名加工情報」に関する規定が設けられたものの、改正法附則第7条により、当分の間、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体については、当該制度を実施するか否かの決定は当該団体の任意の判断に委ねられることになった。

本市において行政機関等匿名加工情報の制度を導入するか否かを決定するに当たっては、この制度の実施が活力ある地域経済社会の創出や豊かな国民（住民）生活の実現に資するものであるか、本市の行政の事務・事業の適正かつ円滑な運営や住民の権利利益の保護に支障のない範囲で行えるものなのかといった点について慎重に検討することが求められる。したがって、当該制度の実施の可否について最終的に判断するには一定の時間的余裕が必要であり、施行条例が施行される令和5年4月の段階では実施しないとするのが妥当である。

(6) 収集の制限、目的外利用・外部提供の制限、オンライン結合による個人情報の提供の制限について

ア 収集の制限

現行保護条例では、第7条第2項において、まず本人収集の原則が明記され、そのうえで、本人以外から収集することができる例外的事由が各号で列記されている。また、同条第3項では、要配慮個人情報の収集が原則として禁止されるとともに、同項第1号及び第2号において、例外的に当該情報の収集が認められる事由が示されている。

これに対して、改正法では、法令上の事務の遂行に必要な個人情報のみを保有すべきこと（第61条）、また、利用目的を明示し（第62条）、不正な手段によらずに個人情報を取得すべきこと（第64条）が定められているものの、本人

外収集に関する制限及び要配慮個人情報の収集に関する制限を定める規定はおかれていない。

今回の法改正により、地方公共団体の個人情報保護制度は、改正法の示す全国的な共通ルールに従うことが求められることになり、改正法の趣旨に反する内容の規定を施行条例におくことはできない。しかし、本市における個人情報保護の水準を低下させないためにも、個人情報は必要最小限の収集とする、本人からの情報収集を優先する、要配慮個人情報については、これを収集することにつき公益上の特別の理由が存在するか否かを慎重に確認するなど、本市がこれまで行ってきた個人情報保護の観点からの制度運用の基本方針については、今後も、これを踏襲すべきである。

イ 目的外利用・外部提供の制限

現行保護条例は、第14条第1項で法令等に基づく場合を除き目的外利用・外部提供を原則的に禁止し、同条第2項第1号から第6号でその例外となる事由を定めている。

改正法も、第69条第1項で法令等に基づく場合を除き目的外利用・外部提供を原則的に禁止し、同条第2項第1号から第4号でその例外となる事由を規定している。

例外事由の規定について改正法と現行保護条例を比較した場合、特に注目すべき点は、改正法では、現行保護条例におかれていたような審査会の関与についての規定(第14条第2項第6号)がおかれていないことである。改正法に従えば、本市においても、個人情報の目的外利用・外部提供に関わるすべての案件は、実施機関が、第三者機関からの意見聴取の手続を経ることなく、独自の判断で決定することができるようになるが、個人情報の目的外利用・外部提供を不適切に行わないように、本市の個人情報保護担当課が関与する制度的仕組みを整備・強化するなど、個人情報の取扱いをチェックするための内部体制をさらに充実させることが必要である。

また、個人情報保護委員会が作成する「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」等の資料(以下「ガイドライン等」という。)を活用して、実施機関が個人情報の目的外利用・外部提供を適切に行うように、個人情報を取り扱う本市職員に対して、定期的開催される研修等を通じて教育・指導を行うことが求められる。

ウ オンライン結合による個人情報の提供の制限

現行保護条例では、第15条でオンライン結合による個人情報の提供を原則的

に禁止し、同条第1号及び第2号で、その例外事由を規定している。

改正法では、法及びガイドライン等が示す基準に従って安全管理のために必要となる措置を講じることにより個人情報の保護が図られることになるという理由により、オンライン結合に関する制限規定はおかれていない。

改正法の趣旨に従って本市の施行条例においてもオンライン結合に関する制限規定をおかないとしても、これまで行ってきた本市の個人情報保護の施策の水準を低下させないためには、本市の情報システム担当課によるセキュリティ等の技術面での安全審査にとどまることなく、オンライン結合による個人情報の提供を必要とするような特別な公益性が認められるか、また、オンライン結合に当たって如何なる個人情報の保護措置が講じられるべきかなどの諸点につき、より広い視野から検討・審査することができるように、本市の組織内部の体制を充実・強化することが重要な課題となる。

(7) 審査会への諮問・審査会の役割について

現行保護条例では、第40条第4項で、議会は、審査請求に関する諮問を審査会にすることができると規定されている。改正法のもとでも、現行制度に比べて手続が著しく異なったり、事務負担が過剰にならないように配慮したうえで、議会が審査会に諮問できるようにすべきである。ただし、改正法では、議会に対する審査請求の取扱いに関する規定がおかれていないので、議会は、独自に条例を制定し、そこで諮問の手続等について別途規定する必要がある。

審査会の担当事務（調査審議事項）について、改正法では、第129条で、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、地方公共団体の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる旨規定されている。この点において、今後も必要に応じて審査会から意見を聴くことができるように施行条例にその旨を規定することが妥当である。

審査会委員の守秘義務違反に対する罰則規定等に関わる事項については、個人情報を取り扱う本市の他の附属機関の委員に対する罰則規定の有無・内容との整合性も考慮したうえで、慎重に判断するよう申し述べる。

(8) 情報公開条例の規定との整合性について

現行保護条例では、第19条で自己を本人とする個人情報の原則開示を定め、

同条各号に列記する不開示情報に該当する場合は、例外的に不開示としている。

改正法でも、第78条第1項で原則開示を定め、同条各号に列記する不開示情報に該当する場合は、例外的に不開示としている。そして、同条第2項により読み替えて適用する同条第1項においては、条例で本人情報開示制度と情報公開制度との整合性を図ることができる旨が定められている。

これを踏まえ、改正法と本市の情報公開条例の規定を比較検討した結果、施行条例の策定に当たって情報公開条例との間で特に調整を行うべき事項を見出すことはできなかった。したがって、この点に関しては、同条例で新たな規定をおく必要性は認められない。

(9) 条例で定めることができる項目について

本市における個人情報保護の水準を維持する観点から、現行保護条例に規定があり、改正法では規定がないものについては、改正法等の法令に抵触しないかぎりにおいて、原則として施行条例でも規定するのが望ましい。

また、これまで本市が行ってきた個人情報の保護施策の水準を低下させないためにも、事業者において不適正な個人情報の取扱いが行われないよう引き続き啓発活動、苦情の相談対応、関係機関等からの情報収集を行うことが求められる。

事業者が不適正に個人情報を取り扱っている疑いがあると認めるときは、関係機関と連携して必要な対策を講じるとともに、個人情報保護委員会により適切に当該事業者への指導・助言・勧告・公表等の措置が行われるよう積極的に働きかけ、事業者が住民の権利利益を侵害することのないよう市として最大限の努力をすることが求められる。

(10) その他の留意事項について

改正法の施行後、個人情報保護の実務が大きく変容することとなり、今までなかった問題点が生じる可能性もあるため、本市の職員全員が共通の理解の下で保有個人情報の取扱いを開始することができるよう今年度中に研修の実施等の方法により今回の制度変更の趣旨・目的等を職員に周知徹底することが求められる。

また、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事故や不祥事が生じないよう必要かつ適切な情報管理措置を講ずるとともに、そのような事態が生じた場合に適切かつ速やかに対応できる体制を整えておくことが肝要である。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年7月12日	諮問書の受理
令和4年7月26日	第1回審議
令和4年8月24日	第2回審議
令和4年9月21日	第3回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
島田 茂	甲南大学名誉教授	会 長
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科教授	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
亀若 浩幸	弁護士	